

地上権設定契約書（案）

守谷市が施行する雨水排水施設のために必要な土地の地下部分について、守谷市を甲とし、土地の所有者 ○○ ○○ を乙として、甲乙両者は、次のとおり地上権設定契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の趣旨）

第2条 乙は、その所有に係る別記目録記載の土地（以下「この土地」という。）について、前記事業の用に供する施設（以下「事業用施設」という。）を設置してあるので、甲のために地上権を設定するものとする。

（地上権設定の範囲）

第3条 地上権設定の範囲は、東京湾平均海面の上15.1メートルから、同9.8メートルの間とする。

（地上権の存続期間）

第4条 地上権の存続期間は、この契約を締結した日から事業用施設存続期間中とする。

（地代）

第5条 この土地の地代は、無償とする。

（補償金）

第6条 地上権設定に対する補償金は、無償とする。

（嘱託登記）

第7条 乙は、この契約と同時に、地上権設定登記に必要な書類一式を甲に交付し、甲はすみやかにこの登記を行うものとする。

（第三者異議の責任）

第8条 乙は、この契約による地上権設定について、第三者から異議の申し立て等があったときは、責任をもって解決するものとし、甲に損害を与えたときは、その責めを負うものとする。

（公租公課の負担）

第9条 この土地の公租公課は、すべて乙の負担とする。

（土地の使用制限等）

第10条 乙は、この土地を事業用施設維持管理の支障のない限度において使用することができる。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 この土地の東京湾平均海面の上15.1メートル以下を掘削し、又は形質を変更すること。

二 この土地の東京湾平均海面の上15.1メートルにおいて、1平方メートルにつき0.8トン以上の荷重をかけること。

三 この土地に建物その他の工作物を、甲にその物件の設計及び工法について、事前の書面による承諾を得ることなく設置すること。

3 前各項に定める事項は、特約として登記するものとする。

4 乙が第1項及び第2項の規定に違反して甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して損害の賠償をするものとする。

（撤去等の要求）

第11条 乙が、前条に違反して建物その他の工作物を設置したときは、甲は、乙に対して、乙の負担による撤去等を要求することができ、乙は、甲の指定する期日までに撤去するものとする。

（契約条項の継承）

第12条 乙が、この土地を第三者に譲渡し、もしくはこの土地に新たに所有権以外の権利を設定する場合は、その者をしてこの契約条項を継承させるものとする。

（裁判の管轄）

第13条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、専属管轄を除き、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（収入印紙の負担）

第14条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、甲の負担とする。

（契約外の事項）

第15条 この契約の条項に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市長 松丸修久

乙

土地目録

所在	地番	地目	地積 (㎡)
守谷市ひがし野一丁目	7番19	宅地	74 01
守谷市ひがし野一丁目	85番2	宅地	10 51

地上権設定契約書（案）

守谷市が施行する雨水排水施設のために必要な土地の地下部分について、守谷市を甲とし、土地の所有者 ○○ ○○ を乙として、甲乙両者は、次のとおり地上権設定契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の趣旨）

第2条 乙は、その所有に係る別記目録記載の土地（以下「この土地」という。）について、前記事業の用に供する施設（以下「事業用施設」という。）を設置してあるので、甲のために地上権を設定するものとする。

（地上権設定の範囲）

第3条 地上権設定の範囲は、東京湾平均海面の上15・1メートルから、同9・8メートルの間とする。

（地上権の存続期間）

第4条 地上権の存続期間は、この契約を締結した日から事業用施設存続期間中とする。

（地代）

第5条 この土地の地代は、無償とする。

（補償金）

第6条 地上権設定に対する補償金は、無償とする。

（嘱託登記）

第7条 乙は、この契約と同時に、地上権設定登記に必要な書類一式を甲に交付し、甲はすみやかにこの登記を行うものとする。

（第三者異議の責任）

第8条 乙は、この契約による地上権設定について、第三者から異議の申し立て等があったときは、責任をもって解決するものとし、甲に損害を与えたときは、その責めを負うものとする。

（公租公課の負担）

第9条 この土地の公租公課は、すべて乙の負担とする。

（土地の使用制限等）

第10条 乙は、この土地を事業用施設維持管理の支障のない限度において使用することができる。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 この土地の東京湾平均海面の上15・1メートル以下を掘削し、又は形質を変更すること。

二 この土地の東京湾平均海面の上15・1メートルにおいて、1平方メートルにつき0・8トン以上の荷重をかけること。

三 この土地に建物その他の工作物を、甲にその物件の設計及び工法について、事前の書面による承諾を得ることなく設置すること。

3 前各項に定める事項は、特約として登記するものとする。

4 乙が第1項及び第2項の規定に違反して甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して損害の賠償をするものとする。

（撤去等の要求）

第11条 乙が、前条に違反して建物その他の工作物を設置したときは、甲は、乙に対して、乙の負担による撤去等を要求することができ、乙は、甲の指定する期日までに撤去するものとする。

（契約条項の継承）

第12条 乙が、この土地を第三者に譲渡し、もしくはこの土地に新たに所有権以外の権利を設定する場合は、その者をしてこの契約条項を継承させるものとする。

（裁判の管轄）

第13条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、専属管轄を除き、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（収入印紙の負担）

第14条 この契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、甲の負担とする。

（契約外の事項）

第15条 この契約の条項に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市長 松丸 修久

乙

土地目録

所在	地番	地目	地積 (㎡)
守谷市ひがし野一丁目	7番20	宅地	13 64